

障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）重要事項説明書

令和6年8月1日現在

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 大玉村社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 福島県安達郡大玉村玉井字東三合目19番地
- (3) 電話番号 0243-68-2100
- (4) 代表者氏名 会長 武田正男
- (5) 設立年月日 平成6年7月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護事業所（0712120062-11）
平成26年11月1日指定
指定重度訪問介護事業所（0712120062-12）
平成26年11月1日指定
- (2) 事業所の名称 社会福祉法人 大玉村社会福祉協議会 大玉村社協ヘルプサービス
- (3) 事業所の所在地 福島県安達郡大玉村玉井字台36番地1
- (4) 電話番号 0243-48-4850
- (5) 管理者の氏名 菅野 さおり
- (6) 事業所の実施地域 大玉村、本宮市、旧二本松市
- (7) 事業所が行っている他の業務 指定介護保険事業（訪問介護・介護予防訪問介護）
- (8) 事業の目的
事業者は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とし、適切な障害福祉サービスを提供します。
- (9) 運営方針
訪問介護員は、利用者に対し可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようサービスに努めます。また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、関係機関との連携のもとサービスに努めます。

3. 営業日及び営業時間

- (1) 事業所の営業時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分。
(但し、祝日及び、12月29日～翌年1月3日を除く。)
- (2) サービス提供時間 12月29日から翌年1月3日を除く、午前7時から午後10時。
(但し、利用者の状況に応じてはこの限りではありません)
- (3) 時間外相談受付 上記の時間以外は、下記の携帯で相談受付を致します。

携帯電話

090-8782-1186

4. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 1人（常勤兼務） 介護福祉士
職員及び訪問介護員の管理及び訪問介護業務全般を行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上（常勤） 介護福祉士 訪問介護全般
- (3) 訪問介護員 10人以上 （登録） ヘルパー2級以上 訪問介護

5. サービス内容 （居宅介護・重度訪問介護）

サービス区分と種類		サービスの内容	
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等を踏まえ、援助の目標に応じて具体的な居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。	
居宅介護	身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
		排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。
		入浴介助、清拭	衣類着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います。
		その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位交換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
	家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
		洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
		掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
		その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。	
その他、日常生活等に関する相談や助言を行います。			

※ 以下のサービスは行いません。

<ul style="list-style-type: none"> × 医療行為や年金等の金銭の取り扱い。（但し、買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。また、特別な事情がある場合はその限りではありません。） × 利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干しなど。 × 主として利用者が使用する居室以外の清掃。 × 商品の販売や農作業等生産の援助的な行為。 × 草むしり、植木の選定、草木の水やり、ペットの世話など。 × 大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけなど。 × 来客の応対（お茶、食事の手配など） × 特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など） × 家具・電気器具の移動・修繕など
--

6. 利用料金

別紙「障害福祉サービス利用料金表」をご覧ください。

- ※ 通常の事業実施地域にお住いの方には交通費をいたしません。サービス提供地域以外の方には、訪問介護員が訪問するための交通費として実施地域を越えた境界からの移動距離1kmにつき32円の実費が必要となります。

7. 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合はご提示ください。

8. サービス提供記録について

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録」等の書面に、必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、前述の「サービス提供記録」等、その他の記録をサービス提供日より5年間は適正に保管し、利用者の求めの応じて閲覧に供し、または、実費負担によりその写しを交付します。

9. サービス提供責任者及び担当職員の変更について

- (1) サービス提供責任者は次のとおりです。
サービスについてのご相談やご不満など遠慮なくお問い合わせください。

サービス提供責任者

- (2) 利用者は申し出により、担当職員の変更を求めることができます。
その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
事業所は、正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。

10. 事故等緊急時の対応方法

- (1) サービス提供中に、事故または利用者の急変等緊急事態が生じたときには、適切な対応に当たります。また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先へ連絡を行い、必要に応じて協力医療機関、警察、消防署等へ協力依頼し、市町村へ連絡します。なお、利用者の主治医及び緊急連絡先に関しては、居宅介護サービス計画・重度訪問介護サービス計画作成時に確認させていただきます。
- (2) 利用者又は家族等からの緊急時の要請に、速やかに対応するため、365日24時間受付を行います。
依頼を受けた際は、サービス提供責任者の判断のもと、必要に応じて緊急時対応を行います。

受付電話番号 0243-48-4850

090-8782-1186

11. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者を管理者とします。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制の整備を行います。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行います。
- ⑤ 個別の居宅介護計画・重度訪問介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥ 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12. 衛生管理について

すべての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。
事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。

13. 秘密の保持

従業者が業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密や個人情報について、第三者に漏らすことはありません。また、退職後もこれを継続します。

14. 相談・苦情窓口

- (1) 苦情の受付 当事業所で提供したサービスに苦情や相談がある場合は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 「職名」 事務局長 根本達弥
- 受付時間 月曜日～金曜日8:30～17:00 但し、祝祭日及び12月29日～1月3日は除く。
- 電話番号 0243-68-2100
- 苦情解決責任者 武田 正男 (社協会長)
- 第三者委員 2名委嘱しております。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

大玉村役場障害福祉サービス担当課	所在地	福島県安達郡大玉村玉井字星内70
	電話番号	0243-48-3131 (代表)
福島県国民健康保険団体連合会	所在地	福島県福島市中町3-7
	電話番号	024-523-2702
福島県社会福祉協議会運営適正化委員会	所在地	福島県福島市渡利字七社宮111
	電話番号	024-523-2943

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	② なし		

16. その他

- (1) 事業所は従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。（同行研修を行う場合がございますのでご了承ください）
- (2) 従業員は常に身分証明書を携帯しておりますので、必要な場合は提示をお求めください。
- (3) 従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) サービス利用の変更・追加は、介護職員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。
- (5) サービス訪問時間は、稀に交通事情その他当事業所の都合により多少前後することがございますが、ご了承ください。
- (6) 介護職員が利用者宅にてサービス提供時、事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。
- (7) この説明書に記載した事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、可能な限り利用者の立場に立つことを原則に、社会福祉法人大玉村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

サービス提供にあつては、厚生労働省令に定められた基準に基づき行うものとし、改正に伴う重要事項説明書の一部変更は、その都度速やかに利用者に通知するものとします。

年 月 日

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービス・重度訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者及び利用者の家族に対して、サービス内容及び重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

サービス事業所	所在地	福島県安達郡大玉村玉井字台36番地1 社会福祉法人 大玉村社会福祉協議会
	名称	大玉村社協ヘルプサービス
	説明者	サービス提供責任者

印

私は、居宅介護サービス・重度訪問介護サービス内容及び重要事項につきまして、この説明書を基に、事業所から説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名

印

(署名代行者)

住所

氏名

印

利用者との関係

(署名代行の理由 ※□内に○をつけてください)

- ① 本人が身体上の理由で署名できない。
- ② その他の理由

別紙

障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)ご利用料金

大玉村社会福祉協議会 大玉村社協ヘルプサービス

利用料金については、下記に記載の表のとおりです。

なお、厚生労働大臣の定める基準が変更された場合には、それに応じて下記の料金表は変更されます。

(利用者負担月額等に関する詳細については、お住いの役場窓口へお問い合わせください)

表1 (利用料金表)

居 宅 介 護			
身体介護		家事援助	
30分未満	2,560円	30分未満	1,060円
30分以上1時間未満	4,040円	30分以上45分未満	1,530円
1時間以上1時間30分未満	5,870円	45分以上1時間未満	1,970円
1時間30分以上2時間未満	6,090円	1時間以上1時間15分未満	2,390円
2時間以上2時間30分未満	7,540円	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円
2時間30分以上3時間未満	8,370円	1時間30分以上1時間45分未	3,110円
3時間以上3時間30分未満	9,210円	1j館45分以上2時間未満	3,460円
※ 2人対応の場合は 200/100 ※ 夜間・早朝 25/100・深夜 50/100加算 ※ 特別地域加算 15/100加算 ※ 緊急時対応加算 1,000円/回 (月2回を限度) ※ 初回加算1月につき2,000円 ※ 利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度) 1回につき1,500円加算 ※ 処遇改善加算(Ⅳ) 総額の 27.3/100/月			

重 度 訪 問 介 護	
1時間未満	2,140円
1時間以上1時間30分未満	3,190円
1時間30分以上2時間未満	4,240円
2時間以上2時間30分未満	5,300円
2時間30分以上3時間未満	6,360円
3時間以上3時間30分未満	7,410円
3時間30分以上4時間未満	8,460円
※ 2人対応の場合は 200/100 ※ 夜間・早朝 25/100・深夜 50/100加算 ※ 特別地域加算 15/100加算 ※ 緊急時対応加算 1,000円/回 (月2回を限度) ※ 初回加算1月につき2,000円 ※ 利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度) 1回につき1,500円加算 ※ 処遇改善加算(Ⅳ) 総額の 21.9/100/月	

(令和6年6月1日改定)